

社会福祉法人 母子育成会理事長の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人母子育成会の理事長に対する報酬の額並びに支給の方法に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 理事長に報酬を支給する。

2. 理事長の報酬は、評議員会の決議によって定める。
3. 理事長の報酬については、社会福祉法人母子育成会給与規程の適用を受ける。

(委 任)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は評議員会が定める。

付 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 母子育成会理事長の報酬に関する規程

第2条（報 酬）

第2項に係る理事長の報酬

	月 額
理事長報酬	800,000円